
令和6年 第4回（定例）由 布 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和6年12月5日（木曜日）

議事日程（第4号）

令和6年12月5日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 高田 龍也君	4 番 坂本 光広君
5 番 吉村 益則君	6 番 田中 廣幸君
7 番 加藤 裕三君	8 番 平松恵美男君
9 番 太田洋一郎君	10 番 加藤 幸雄君
11 番 鷺野 弘一君	12 番 長谷川建策君
13 番 佐藤 郁夫君	14 番 渕野けさ子君
15 番 佐藤 人巳君	16 番 田中真理子君
17 番 佐藤 孝昭君	18 番 甲斐 裕一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 工藤 由美君	書記 中島 進君
書記 生野 洋平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 相馬 尊重君 副市長 小石 英毅君

教育長	……………	橋本 洋一君	
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………	古長 誠之君	
財政課長	……………	大久保 暁君	
総合政策課長兼地方創生推進室長	……………	一法師良市君	
防災危機管理課長	……………	赤木 知人君	
人権・部落差別解消推進課長	……………	富川 賢治君	
監査委員会事務局長心得	……………	後藤 康成君	
会計管理者	……………	二宮 啓幸君	建設課長
			…………… 衛藤 武君
都市景観推進課長心得	…	伊藤 学君	商工観光課長
			…………… 大塚 守君
環境課長	……………	渡辺 隆司君	
福祉事務所長兼福祉課長	……………	後藤 昌代君	
挾間振興局長兼地域振興課長	……………	井原 和裕君	
庄内振興局長兼地域振興課長	……………	佐藤 重喜君	
湯布院振興局長兼地域振興課長	……………	米津 康広君	
湯布院地域振興課参事兼防衛施設対策室長	……………	平山 浩二君	
教育次長兼教育総務課長	……………	安部 正徳君	
学校教育課長	……………	麻生 久君	消防長
			…………… 大嶋 陽一君
代表監査委員	……………	大塚 裕生君	

午前10時00分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長をはじめ執行部各位には、本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、代表監査委員及び各関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（甲斐 裕一君） それでは、これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次、質問を許可します。

まず、9番、太田洋一郎君の質問を許します。太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 9番、太田洋一郎。議長の許可により一般質問を始めさせていただきます。

一般質問に入る前に、これはうちの地域の外灯組合の会計をされている方から言われたんですけども、皆様御存じのように、水銀灯がもう今は製造中止、そしてまた輸入もできないという状況で外灯、防犯灯含めて、LEDに代わっていくというところで、電球だけ替えるというのはなかなか厳しくて、機材から替えなければいけないので非常に値段が高騰するということで、市の対応を何とかお願いできんかどうかというふうな御相談を頂きました。市のほうとしては、防犯灯も含めて補助金ございますけれども、補助額の補助率の引上げであつたり、もしくは補助額の増額というのが今後必要になっていくのではないかなというふうには思っておりますので、そのところの御検討をぜひお願いしたいというふうに思っております。

それでは一般質問に入らせていただきます。今回、一般質問、大きく4項目において質問させていただきます。

まず1項目めです。第8地对艦ミサイル連隊新編に伴う住民説明会実施の要望についてでございます。

市民から説明会実施の要望に対して、由布市は6月に九州防衛局へ要望され、防衛局は現時点において住民説明会等を開催する予定はないとの回答を頂いたと聞いております。そこで、具体的にどのような形で要望されたのか、お伺いいたします。

次、2点目です。災害時の孤立集落対策について。

元旦の能登半島地震により孤立集落が発生し、問題になりました。その後多くの都道府県で調査が行われ、大分県でも2024年7月に実施したと聞いております。そこで由布市の状況はどうなのか。また、対策をどう進めていくのか、お伺いいたします。

次でございます。3点目、事業の進め方について。

事業実施に当たり対象地域への配慮が足りないのではないかと感じる場合があります。例えば第3回定例会に提出された、湯の坪街道一方通行化社会実験事業でございますが、対象地域の住民へ由布市からの説明がない中、いきなり新聞報道で知り、混乱をすることがございました。自治委員も知らず、対応に苦慮したと聞いております。その後、住民説明会が11月1日に開催されましたが、参加者から、事業に反対ではないが計画段階で説明をしてほしかったとの発言がございました。実験の性格上、対象地域住民には不便が生じることから、配慮が足りなかったのではないかというふうに感じております。他事業も含めて、進め方について市長の見解をお伺いいたします。

4点目でございます。由布市ポイ捨て防止等に関する条例施行に伴い、重点区域に指定される

予定の区域の喫煙場所設置についてです。

由布市が設置予定の喫煙所でございますが、今のところ計画では、分煙対策を講じて計画的な場所が望ましいというふうに考えておられます。例えば湯の坪街道入り口となる湯布院児童公園に設置するというのはどうでしょうか。現状として公園内の公衆トイレ裏には多数の吸い殻が捨てられており、ポイ捨てを誘発することになるのではないかと。公園の一区画に喫煙所を設置して対策をする必要があるというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

再質問はこの席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。本日もどうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、9番、太田洋一郎議員の御質問にお答えいたします。

まず、第8地対艦ミサイル連隊の新編に伴う住民説明会の実施の要望についてお答えをいたします。

市民団体より、令和6年2月16日に要請書が提出され、同日、九州防衛局地方調整課と陸上自衛隊湯布院駐屯地広報室へ、口頭にてお伝えをいたしました。後日、九州防衛局より、現時点において住民説明会等を開催する予定はないとの回答を頂いたところです。

また、令和6年5月28日に、同団体より再度、要請書が提出されたことから、由布市といたしましては要請書の内容を協議いたしまして、令和6年5月30日に、九州防衛局地方調整課へ口頭で要請をいたしました。その回答といたしましては、「現時点において住民説明会等を開催する予定はない。要望があったことについては防衛本省にも伝える」との回答を頂きました。

今後につきましても、九州防衛局及び陸上自衛隊湯布院駐屯地の関係機関へ情報収集を行うとともに、早期の情報開示を求めて、市民の皆様の安心安全の確保並びに不安解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、事業の進め方についての御質問ですが、事業の進め方として、事業計画がされた時点、もしくはその前段において、地元の市民の方々はもとより利害関係者との協議を行いながら、情報と状況を共有して、計画への理解と連携を深める中で、事業の実施へと進めていくことが求められていると考えております。特に市民の方々への丁寧な情報提供と説明を行いながら、配慮を忘れずに取り組んでいくことが、どの事業を進めるにしても重要であると考えております。

議員御指摘の一方通行の件については、そうした説明が十分でなかったのではないかとというふうに考えております。これから事業を進めるに当たっても、本当に利害関係のある皆様、またその地域の皆様に丁寧な説明をしていく必要があると考えております。

以上で、私からの答弁を終わります。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。災害時の孤立集落対策についての御質問ですが、県が今年7月に実施した調査は、中山間地等の孤立集落発生の可能性に関する状況調査というものになりまして、農業集落のうち中間農業地域・山間農業地域及び全ての漁業集落を調査対象として行っております。

由布市の状況としましては、調査対象集落数120に対して71の集落が孤立の可能性がありという結果になっております。

なお、集落の孤立の可能性を判断する上での条件としましては、集落への全てのアクセス道路、外部から四輪自動車でアクセスできる道路の一部区間が、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域等に隣接していることとなります。10年前の調査数値27から44増加しており、土砂災害警戒区域等の指定が進んだことが要因と思われます。

市としましては、今回の調査で孤立のおそれがある集落の把握をしましたので、そうした地域に対しましては、今回の調査状況をお伝えするとともに、災害発生時における集落との連絡体制を整備していきたいと考えております。

また、そうした中で、自助・共助の重要性をお伝えして、自主防災組織の育成強化に努め、集落内の防災力の向上に努めてまいります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。今回の市道前徳野岳本線、通称湯の坪街道の一方通行化の実証実験については、コロナ禍後、湯布院には多くの観光客が訪れるようになり、休日も湯の坪街道周辺の道路は渋滞が発生し、交通事故も多く、生活道路における人優先の安心安全な歩行空間の確保を目的に実証実験を行うこととしました。

議員御指摘のとおり、地域住民の方への説明会前に新聞報道があり、混乱を招いたことについては、おわび申し上げます。

報道後に、一部の関係者の方からすぐに連絡があり、補正予算の議決を得てから説明会を行う予定にしていた旨を説明させていただき、その後、関係自治区の自治委員に説明し、地区内の住民説明会の開催をお願いしたところです。実証実験につきましては、住民説明会での意見を踏まえ、時期を延期して実施いたすことといたします。

今後、このような事業を実施する際は、十分に配慮して進めるようにいたします。すみませんでした。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。由布市ポイ捨て等防止に関する条例施行に伴い重点区域に指定された区域の喫煙所の設置についての御質問ですが、ポイ捨て等の防止に関する条例

の制定については、本議会にて御審議いただくよう上程させていただいております。

その中で、空き缶等のポイ捨てや飼い犬等のふんの散乱、路上喫煙について、特に制限が必要である地域を重点地域として指定することにより、清潔で快適な街の構築を図ってまいりたいと考えております。

喫煙については、市内全域で吸い殻入れが近くになく、吸い殻入れを携帯していないときは、路上等で喫煙をしないよう努めていただくこととしており、さらに、重点地域においては、路上等での喫煙は禁止され、指定された喫煙所でしか吸えないこととしております。

今回、条例の施行に合わせまして、喫煙所の設置を計画しております。

議員御提案の、湯布院中央児童公園への喫煙所の設置についても、地元商店会等の御意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） それでは再質問に入らせていただきます。

まず、１点目でございます。先ほどの市長の答弁の中で要請を行ったというところで、２回要請を行ったということでございますけれども、お話をお伺いすると、口頭でというところで要請をしたというふうになっております。今回このような場合というのは、例えばしっかりとした文書として要望を上げるというふうなことが必要ではないかなというふうに思うんですが、市長、そのところはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

文書等での要望も検討いたしました。しかし防衛省と事前にどういう形でというような調整もいたしました結果、今回は口頭での申入れということにいたしました次第です。ケース・バイ・ケースで文書による場合は、また由布市単独だったり、４者協での要請だったり、いろんな形で今後も要請はしていきたいと思っております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） できれば市長名でしっかりとした文書で要望していただきたいというふうには思っております。というのが、当初は組織再編に伴うことによって説明会等は今までやったことはないということでの回答でございましたように記憶しておりますけれども、御存じの方もおられると思いますけれども、駐屯地北側の用地といいますか、個人所有の田んぼ等がございまして、そちらのほうの例えば周辺の地質調査であるとか、もしくは用地交渉に入られて湯布院駐屯地自体を拡張するというふうなことが着々と進んでいっている現状がございまして。現に地権者の方で、自衛隊関係者の方と用地交渉を行った、下話をしたということで話が進んでおりますので、そうすると規模も大きくなりますし、そういった中でやはり地元に対しての

説明会というのは必要になってくるんじゃないかというふうには思っているんですね。そういった中で再度、市長にお伺いしますけれども、そういった組織再編と、それに伴い基地が大きくなる、自衛隊の駐屯地が広くなるということも含めて、やはり地元説明会が必要と切に思うんですが、市長、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをいたします。

基地の拡大ということにつながりますので、その必要性は感じているところです。これまでも防衛省、また駐屯地のほうにもそうした要請をしてきたところですけども、今後も検討協議を重ねて、必要な要請は行っていきたいと考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） 特に湯布院の中では今回の組織再編も含めて非常に歓迎するという声もございます。そして関心がないというふうな方もおられます。また反対に、心配だというふうな声もございます。そういった中でやはり市民の安心安全、不安払拭という部分をしっかりと対応をしていただきたいというふうに強く思っております。そのためにも、ぜひとも市長がしっかりとした態度で対応していただきたいと切に願っております。

また、こういった方々の住民との意見交換会といいますか、何かそれが計画されているということを知っておりますので、市長にお会いする機会を得たというふうに言われておりましたので、そこのところでの対応をしっかりとしていただきたいというふうに思っております。

それでは次の質問です。災害時の孤立集落対策についてです。こちらでございますけれども、先ほどの説明で１２０の調査で７１の集落が孤立の可能性が出てくるというふうなことで説明を頂きましたけれども、今後、この７１の孤立する可能性がある集落に対してどのようなアプローチを具体的に立てていくのか、そこのところをお伺いしたいんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。お答えします。

こちらのほうとしては、これまでも災害発生時等につきましては、各自治委員さんに何か状況の確認とかする場合は自治委員さんに連絡する中で連絡体制を取っていたんですが、改めてこういった形で数が出ておりますので、情報連絡員という形になるかどうかはあれなんですけど、その７１の地区に対して、そういう登録をしていただいて、それが自治委員さんがその情報連絡員になるとかいう形でも構わないんですが、自主防災組織があればその代表の方とか、改めてそれを形にするという形で振興局とその情報連絡員さんの連絡体制をしっかりとつくと。その中で来年度ちょっとそういうのを考えているんですが、実際にその地域から各地域振興局のほうに連絡を、災害担当のほうに、防災担当のほうに連絡する中で携帯の電波が届くかどうかとか、そういう通

信環境の確認をしていただくと。そういう体制の構築をしていくと。万が一そういう電波の入りが悪いとかいう場合は、地域によってはここに行けば入りがいいとかいうところもありますので、その辺の場所の確認も含めてしていただくと。最終的に当然、通信環境が悪くても全く連絡がつかないという状況が発生した場合は、こちらのほうの今の考えとしては、市のほうで今、衛星携帯を4台保有していますので、そういう衛星携帯を使って、その71の集落で万が一連絡が途絶えているという状況が発生した場合については、何時間以内にこの場所に衛星携帯を置きますのでそれを使って連絡をするというような形での、そういう訓練的なものもできれば一番いいのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） やはり今後さらなる研究、検討が必要になってくるのかなというふうに思っておりますけれども、例えばその衛星の電話をどういうふうに持っていくのかみたいなことも、そういったことが想定される地域に前もって置くということは、これはなかなか厳しい部分があると思いますので、孤立した集落のそういったところに、通信状況がよくないという中で、実際連絡が取れないとなった場合に、それこそドローンで衛星電話を運んだりするのかとか、そういったことも具体的に検討する必要があるのかなというふうに思っておりますので、そのところはしっかりやっていただきたいということと、それとこの71の集落の方々に対して、孤立するおそれがありますよということとはしっかりやっぱりアナウンスするべきだと思うんですね。そうすることによって、例えば夏場の台風シーズンであるとか、そういったことを踏まえて、地域住民の方々が備蓄の水であるとか食料であるとか、そういったシーズンには少しやっぱり備蓄しておく必要があるだろうというふうな意識になっていただくというか、そういったことも含めてしっかりとその説明をしていく、71地域に、そういった説明会といいますか、そういったことは実際計画はされるんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） お答えします。

地域地域に行って個別に説明会をするというのは、ちょっと今のところは考えていないんですが、年度初めに各振興局の中で自治委員会がありますので、そういった中でちょっと広く言う中で、あとこちらの防災危機管理課としては、防災講話等を地域のほうでしていますので、そういうのに積極的に声かけをする中で、逆にこちらのほうに言っていて、その防災講話の中でまたそういうのを伝えていくというのは考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） やはりその21の集落の方々に対しては、しっかりと意識づけが必要だと思うんですね。やはり何か有事の際には孤立してしまうんだというところを常に危機

意識を持っておいただくということが、先ほど言ったみたいに食料を備蓄したりとか、いろんな地域で検討がなされると思うんですけども、まずはそういう危険性があるんだということの意識づけをしっかりと行っていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） お答えします。

これまでも地域に出向いての防災講話等含めて、自治委員会の中でもそういった防災に関するお話をさせていただいたりということで、そういう防災力の向上に努める中での意識を高めてもらうということではお話をさせてもらっています。ただ、またこういった形で改めてそういう孤立集落の可能性があるということで上がってきていますので、そういうのも含めてそういった機会を持って話していきたいというふうに考えております。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） ぜひともそういった啓蒙活動も含めてしっかりとやっていただきたいということと、それとそういった孤立してしまった地域に対しての対応というのをしっかりと計画がされていると思うんですけども、再度どういう対応を取っていくのかというところも再構築していく必要があるんだろうなというふうには思うんですが、そのところはいかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） お答えします。

そういう孤立が実際に起きたという場合については、関係機関との連絡体制をすぐにつくる中で、まずは通信手段の確保をする中で状況の把握、そして順次そういった、県を含めて速やかに関係機関と連携しながら対応していくというのが、こちらとしての体制というふうに考えております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（９番 太田洋一郎君） 一番いいのはこういった孤立集落、孤立がしないような、災害がないようなことを願うばかりなんですけれども、やはり起こってしまったときの初動というところは非常に重要になってくると思いますので、今後、かなり検討されていると思いますけれども、さらに研究といいますか、検討していただきたい。また、他市の取組なんかも参考にできるものはしっかりと参考にさせていただきたいというふうに思っております。やはり孤立をした方々が非常に御苦労されているというのは、能登の地震の後には非常にこうマスコミ等で報道されておまして、かなり御不便をかけるといいますか、そういった中で非常に皆さん大変だったんだろうなというふうに思いますし、また非常に不安だったんだろうなというふうには思っておりますので、そのところ、しっかりと寄り添っていただけるような対応をお願いしたいというふうに思っ

おります。

では次です。事業の進め方についてです。先ほど市長及び振興局長が言われておりましたけども、やはりこういったことが起きると非常に行政に対しての不信感みたいなものにつながりつつある、つながってしまう可能性があるというふうに思っております。やはり、先ほども申しましたように住民の方々に御不便をお願いするようなこういった社会実験であるとか、こういったことは特にきめ細かく、前もってしっかりと説明していく必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも今後いろんな事業を進めていかれると思いますけれども、今回のことを参考にというふうな言い方はおかしいんですけれども、そういった中で進めていただきたいというふうに思っております。局長、いかがですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

本当議員おっしゃるとおりだと思います。地域住民の方に住民説明会のときにもちょっと厳しい御意見を頂きました。地域住民がそこを一方通行できるときに住民専用の通行証の発行とか、そういう意見も出ました。そこまで私も実は考えていませんでした、そういった意見を踏まえて、ちょっと時期をずらしてやらせていただくようにしますが、今後は、またいつ実施するとかいう計画ができましたら、また改めて丁寧に住民説明会をさせていただければと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 以前、平成14年でしたか、交通社会実験を湯布院町内、盆地の中でやりましたけれども、そのときのデータといいますか、それがもし残っていれば、今回計画している区間というのは、以前、完全に歩行者天国にしたという実績といいますか、データがございしますので、それもぜひ参考にさせていただいて、その中には例えば住民の交通証であるとか、そういったことも実施した経緯がございしますので、参考にさせていただきたいと思います。

また今後、今年度中というふうなことで計画をされていると思いますけれども、進展がある中で逐一地域の方に情報として投げかけていただきたいし、また協議も行っていたきたいというふうに思っています。これは切にお願い申し上げます。

では次でございします。ポイ捨て等の防止に関する条例に伴い喫煙場所の設置ということで、やはり喫煙場所、指定したところじゃないと吸えないというふうになってしまえば、やっぱり場所がなかなか不便であればどうしても隠れて吸うというところがございますので、しっかりとその検討をしていただきたいというふうには思っておりますけれども、この件に関しまして非常に御苦労されているというふうなことも聞いております。商工観光課長なんかは特に御苦労されたんではないかなというふうに思いますが、商工観光課長、何か一言ございましたら。

○議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大塚 守君） 商工観光課長です。お答えをいたします。

そもそものこの条例制定の発端が、私たちの立場からすると、オーバーツーリズム問題だったというふうに認識をしています。地元の住民の方々が大変苦勞されているという情報もありましたので、今回こういった流れになったという認識でございます。その中で一番重要なのは、地元の商店会の皆さん含めた関係者の皆さん方が、この条例に理解を示していただいて、加えて条例施行に当たっては自主的にこの活動を進めていただけるといような話も聞いております。そういった意味では、大変いい取組になるんじゃないかというふうに思っていますので、ぜひこの条例を議決いただいて、身のある、目的が達成できる方向に進めていただきたいなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（9番 太田洋一郎君） 考えたら、本来はこういう条例って本当は必要ないんですよ。

ただ、やっぱりモラルに訴えてもなかなか改善していかないというところがあるので、こういう条例制定というふうになるんでしょうけれども、やはり喫煙所もしっかりと設置をしていただいて、実際、湯の坪街道を歩いていただければ分かりますけども、表通りといいますか、メイン通りはそうでもないんですけども、ちょっと引っ込んだところに入ると吸い殻だらけという状況もございますので、設置をしていただいてしっかりコントロールしていただくということも必要ではないかなというふうに思っておりますので、今回、児童公園という部分、具体的に挙げましたが、やはり湯の坪街道の入り口というふうな位置づけであればやはり必要なのかなというふうに思っておりますので、ぜひとも御検討していただきたいというふうに思っております。

以上で、私の今回の質問は終わりになるんですけども、この後、議会運営委員会があるということで、何とか早めに終わったほうがいいのかというふうにも考えておりますし、また、非常に前もって質問を上げていましたけれども、それなりの回答が頂けたということで、今回、今年最後になりますけれども、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、9番、太田洋一郎君の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩します。再開は10時45分といたします。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

次に、3番、高田龍也君の質問を許します。高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） おはようございます。議長の許可を頂きまして、3番、日本保守

党所属地方議員の高田龍也、一般質問を通告にのっとりやっていきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは早速行きます。大きく今回3つありますが、1、財政について。

物価高騰が続く昨今を鑑みて由布市としての対応と今後の政策を伺う。

2、旧湯布院公民館跡地整備事業について。

1、由布市旧湯布院公民館跡地利用検討委員会の選定基準について伺う。

2、由布市旧湯布院公民館跡地整備設計業務委託プロポーザル選定委員会の選定基準を伺う。

3、亀の井バスとの協議はいつからか伺う。

4、亀の井バスの所有地算定根拠が雑種地になっているが、登記簿上は宅地になっている。その場合は算定金額の変更があるのか伺う。

5、亀の井バスの既存アスファルト舗装の撤去工事費の金額は幾らか。また、工事費負担の協議は行ったのか伺う。

6、令和6年から8年度旧湯布院公民館跡地整備工事、1億2,845万5,600円の財源を伺う。

大きく3です。教育について。

LGBT理解増進法の地方公共団体の役割として、事業主等の役割としての取組状況を伺う。

以上です。再質問はこの場所で行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、3番、高田龍也議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、財政について、お答えをいたします。

令和6年度は、給食用物資高騰に対する補助事業や、すくすくおむつクーポン券配布事業助成金、定額減税・調整給付などの物価高騰緊急対応事業として、9事業で約5億5,000万円を計上いたしております。

国から配分がございました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を、有効かつ効果的に最大限活用してきたところでございます。

令和7年度においても、不安定な海外情勢を要因として、エネルギー価格・食料品・建設資材などの物価高騰の影響が継続、拡大することが懸念されております。すくすくおむつクーポン券配布事業助成金や経営力強化支援業務資金、小規模農家育成対策事業などの事業は、市の施策として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

国においては、11月22日に国民の安心安全と持続的な成長に向けた総合経済対策が閣議決定され、詳細については、補正予算案の編成過程を踏まえて、通知がされることとなっております。

今後も、国の経済対策を注視して、情報収集に努めて、適切に必要な対策を迅速に講じていきたいと考えております。

以上で、私からの答弁は終わります。他の御質問は、担当課長より答弁をいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。旧湯布院公民館跡地整備事業についての御質問ですが、まず、旧湯布院公民館跡地利用検討委員会の設置基準としては、公民館跡地の利活用に関し、総合的な見地から、調査研究・計画立案等を協議し、審議していただくため、学識経験者、市民代表、関係機関、行政代表から委員を13名選出いたしました。

プロポーザル選定委員の設置基準としては、事業者をプロポーザル方式で選定するに当たり、提案書等の審査やプロポーザルの評価など、その手続を厳正かつ公平に行うため、学識経験者、市民代表、行政代表、その他市長が必要と認める者から委員を8名選出いたしました。

次に、亀の井バスとの協議につきましては、令和3年8月から協議を開始いたしました。

今回、亀の井バス側の土地使用料を算定する際に根拠となる地目についてですが、旧公民館跡地も登記簿上は地目は宅地となっており、市が土地の貸付けを行う場合の使用料算定地目は、登記地目ではなく、現況もしくは今後整備される用途により地目を定めております。よって、登記簿地目へ変更して算定し直すことはいたしません。

また、既存部分のアスファルト舗装の撤去費用についてですが、諸経費を含めて170万円程度となり、この撤去費につきましては、市側が、バスロータリーの整備を亀の井バスへ依頼した経緯もあり、市側の負担とさせていただきます。

旧湯布院公民館跡地整備事業の工事の財源につきましては、地方債の合併特例債と一般財源で賄っております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。LGBT理解増進法についての御質問ですが、この性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の第5条に、地方公共団体の役割として「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」と規定されております。

由布市といたしましても、チラシ設置や市ホームページなどを活用しながら本法律の周知を図り、市民への性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に努めているところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） それでは、ちょっと順番を変えて質問していきたいと思います。

まず初めにＬＧＢＴ理解増進法についてです。

現状、学校教育、由布市が所管するとなりますと、小学校、中学校になりますが、今日、学校教育課長がお見えになっておりますので、現状今、由布市の小学校、中学校ではそのような何か教育はされているのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

小・中学校におきましては、教育課程に性に関する教育を位置づけており、実際授業で取組をしているところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうであれば国のほうから、その教育に関わるようなガイドライン等はお示しがあったのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

２０１５年に性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施についてといったことで通知文がございます。また、翌年２０１６年にリーフレットが教職員向けで配付しておりますので、そういったものを基にしながら実際に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうなると、日本国憲法第２６条なんですが、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女の普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とありますが、今言われた２０１５年からということであれば、略して言いますけれどＬＧＢＴ理解増進法、これは法律として今上がってきておりますが、これにのっとっての教育は今由布市はしていないということではよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えします。

国の通知にその性的指向ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進法の法律についての通知については、令和５年６月の段階で国から頂いております。もちろんそれも各学校に通知をお送りして、同様に取組は進んでおります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうであれば、今法律があるのは日本だけなんですね。このよう

な法律があるのは。ジェンダーアイデンティティ先進国と言われていた欧米のほうで、実際に著書にもなっておりますが、「トランスジェンダーになりたい少女たち」という本が出てきておりますが、それは思春期の女子に対する教育、そういうインフルエンサーであったりとか、そういうようなところで心がまだ定まってない子たちがそのようなインフルエンサー等がトランスジェンダーであることを言っていることがやっぱ格好いいと考えてしまったとか、そういうところで取り返しのつかない、外的手術したりとか、思春期ブロッカーですかね、ああいうような注射を打つことによって、本来女の子として育つ過程のところを止めてしまっているというようなことも著書で出てきております。今、由布市のほうではそういうような問題点もあったということは把握されておりますでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

この性自認、性的指向、いわゆるLGBTに関わることでのお悩みとか、カミングアウト的なこと、学校のほうから、子どもたちのほうからあったといったところは今のところ受けていない状況でございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） いろいろまた聞いて悪いんですけど、具体的な由布市でそのようなジェンダーアイデンティティとか、そういうような教育、特別授業的なものは、これ法律が施行されてから約1年たちますが、何かそのようなことを実施したということがありますか。

それと、実施したんであればどのような、誰が講師として、学校の先生なのか、外部講師なのか、もし外部講師であるのであればその外部講師の選定基準等も教えていただければ助かります。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えいたします。

まず、職員研修のほうにつきましては、そういった外部講師をお招きして、多様な性について正しい知識を持つといったところでやっています。

選定基準のほうは、すいません、私のほうでまた確認して答えさせていただきたいと思っておりますが、今ここでちょっと答えられるだけの準備ができておりません。すみません。

それから、子どもたちのほうなんですけれども、養護教諭を中心にしながら、各学校で教職員と同じように多様な性について正しく理解をし、そしていじめとか、そういったものにつながらないように、事前に未然防止としてそういった学習に取り組んでいるところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 選定基準がちょっと分からないということなので、分からないものに対して質問していくのも失礼かなと思いますので、次回また聞こうかなと思います。

今そういうジェンダーアイデンティティの中でいじめ等がないようにということなんですが、いじめなんかあっちゃいけない話なので、私ももともといじめられっ子なんで、いじめられるというのはすごく気持ちが分かる話です。

ちょっと話は飛躍して悪いんですが、性に対してのいじめとか、そういうのが現状あるんですか。それとも性に対してそういう問題が起きているようなことというのが由布市で今現状あるんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（麻生 久君） 学校教育課長です。お答えします。

現在、由布市ではそういったことは確認できておりません。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） それを聞いて安心はしました。そういうような性に対するとか、性といえばこのトランスジェンダーの方々だけではなくて、男性が女性に対して、女性が男性に対してとか、性的な個々で指向が違ふとかいうのもありますので、性的なことでそういうようないじめがないのであれば、それはそれでありがたいですし、もしあるのであれば、そういうものは思春期の大事なときにそれは違ふんだよとしっかりとそれぞれに教育していただけると大変助かるかなと思いますので、今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

ちょっと今、回答が難しい案件がありますので、今手持ちの資料でないということなので、今回はこれでちょっと終わりたいと思いますが、今後ともまた聞いていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、旧湯布院公民館跡地の件についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、初めに検討委員会プロポーザルと跡地利用検討委員会の選定基準というところでなんですが、これは振興局長、利害関係者とかいうのは入ってきてはいないんですか。もし利害関係者が入っているのであればなぜ入っているかを教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

旧公民館跡地利用の検討委員会のほうがまず先に設置しております。令和3年の8月10日から令和4年の3月31日までということで、この検討委員会の中には学識経験者、市民代表、関係機関の代表、行政代表なんですが、利害関係者であります亀の井バスは含まれておりません。

また、跡地のプロポーザルの選定委員につきましては、令和4年の7月20日から令和5年の3月31日までということで選定しております。その委員の中には学識経験者、市民代表、関係機関、行政代表ということで、特に市長が必要と認める者ということで亀の井バスさんが入っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） そうであればなぜ今回、当事者にもなるでしょうけど、亀の井バスさんが入っている理由を教えてください。特に市長が認めるというところで亀の井バスさんが入っていると思うんですが、その理由をお聞かせ願えますか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。利害関係者といいますか、オブザーバー的立場で亀の井バスさんに入っていたということでございます。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すいません。ちょっと私は横文字が苦手なんで、オブザーバーって何ですかね。何する人になるんですか。教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。プロポーザル選定委員につきましては、いろんな、先ほど答弁のときにも申しましたが、その提案書の審査とか、そういったのをしていただくときに、バスのロータリーにするということでの審査ですので、亀の井バスさんに入っていたような経緯でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 分かりました。それもちょっと後からいろいろ聞きたいことも出てくるんですが、亀の井バスさんとの協議は、令和3年の8月からということではよろしいんですかね。であれば、8月からどのような協議をされていたんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

まず、この検討委員会が先に設置される中でバスのロータリーをというような話になっていたところでございます。それで亀の井バスさんにその検討委員会の意見を受けて、バスのロータリーの整備の話を持っていったところでございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 分かりました。そうであれば、すいません、この工事に当たって金額等が今出てきておりますが、この大体具体的な数字、工事金額に対する数字が出てきたのはいつになるんですか。これは検討委員会が終わった後なのか、プロポーザルが終わった後なのか、プロポーザルが終わって図面、こういうようなことをつくりますよということが分かった後に大体の金額が算出されたのか、いつこれ金額が算出されたか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

バスロータリーに整備するということに、概算ですがその際に、仮にバスロータリーを旧公民館跡地をロータリーで整備した場合の概算の費用はその場で一旦お示しさせていただいているところです。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そうであれば概算したときの面積と金額、お知らせした金額とかが今分かれば教えていただけますか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） すみません。概算の大体の試算でということで、１，５００平米で１，１００万円程度ということで当時は説明をさせていただいております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） それはいつですか、お知らせしたのは。それで、いつお知らせしたのかということと、それ何を基にお知らせしたんですかね。取りあえずいつしたか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

令和３年の８月２９日に亀の井バスさんにお伺いした際に、大体のバスセンター部分の面積を算出する中で概算の金額をはじき出しております。１０月にプロポーザル選定委員会を発足させる予定ということで話を持っていっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） そしたら今回整備するに当たってのタイムスケジュールを見たとき、今、令和３年８月２９……、令和４年ですか。それならちょっと先に訂正をお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） すいません。先ほどの答弁ちょっと日にちが令和３年じゃなくて、令和４年の８月２９日に亀の井バスさんにお伺いした際にその金額をお示ししておるところでございます。すみません。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） すみません。訂正が入りましたので令和４年の８月２９日ということですが、これ今回事業するに当たってのタイムスケジュールを見たときに、この令和４年８月２９日って何をしていたのかなと思ってちょっと調べてみたんですが、これは旧湯布院公民

館跡地利用検討委員会が令和3年8月10日から令和4年2月28日、これが終わっている段階で、プロポーザルが始まったのが令和4年10月18日なので、具体的に図面が出てきていたのもちょっと不思議、面積はこれぐらいですよとかいう、概算なんだろうけども、出てきているの不思議だなちうところと、この間に亀の井バスさんに言っているんですが、その間に令和4年9月27日に湯布院町の4団体から駐車場をつくってほしいという請願が出ていました。これが出たのが、令和5年の2月15日に請願書としても出てきております。この経緯を見たときに、これ何で先に亀の井さんにそういう話をしに行ったのかな、ちょっと不思議に思うんですね。今議会で市長が公正公平な、そういうふうに判断していきますとか、ある一部の方に利益がとかいうようなところでそういうことをちゃんと留意してやっていきますよという答弁をほかの先輩議員さんたちにもされていましたが、今回これはちょっと私は不思議に思うんですが、振興局長、すいません、これは行政手続する上でこういうような下話はちゃんとしておかないといけないよという立場なのか、こういう市民のいろんな声が出ているときであればこのような行動をなぜしなかったか私はちょっと疑問に思うんですけど、市長、いいですか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

これは公民館跡地利用検討委員会の中で、あそこを一体的に整備するほうがいいというような案が出てきました。それが全て市有地であればそのまま実行できるんですけども、亀の井バスさんの私有地も含まれるということで、当然やっぱり亀の井バスさんの意向というものを確かめないと事業は進められません。そういった意味で亀の井バスに打診をしたと。こういう計画で進められるか、協力していただけるかという説明をした。その中で概算でどれくらいかかるんですかとかいうお話も出ますので、概算でこちらではじいた金額をお示ししたという経緯でございます。決して亀の井バスのバスロータリーがありきでこの計画を進めたものではありません。あくまであそこの中心地の湯布院らしい空間をつくることと、駅前の道路の安全対策、そういったものを含めて、相対的にこうしたほうがいいという検討委員会の結果を受けて、じゃあ亀の井バスさんに意向を聞く必要があると判断したためにしたことでございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。あそこ今回出ているのが、駅前の交通渋滞緩和ということで出てきておりますが、今、亀の井バスさんが、私も一般質問でも言って、このお話が上がってきているときに令和4年の8月29日に湯布院出身の議員さんでゆふいんラックホール2階で行政側と出席議員が4名でちょっとお話を聞きました。そのときに私はこの当時、コロナで隔離生活しておりましたので、ウェブ会議で参加させていただいております。そのときに亀の井バスさんのあそこから出るのが、駅前通りに入るのが交通の渋滞のもとになっているよ

という話もありましたし、出るときに人が往来しているので出やすくなるように、交通渋滞の緩和をするようにロータリーを整備したいんですよという話を頂きました。そのときに、あそこは亀の井バスさんが自社の利益、バスの運営をするに当たってやっていますので、現在既存の出入口からはバス会社の従業員さんがバスの誘導をして歩行者等をしっかりと安全を担保できるような取組をしてくれませんかというお願いをしました。そしたら今現状では亀の井バスさんが、バスが出るときには2人体制で歩行者をちゃんと誘導して、車両もしっかりと誘導して今出るようにしていますが、今先ほど市長、そういうことで亀の井バスさんは今すごく協力していただいているんだなとも思います。であれば、今度バスロータリーを整備するに当たって、これ亀の井バスさんが全部利用するんですかね。他のバス会社が入ってくるんですか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

現に今も熊本行きの九州産交バスとか、日田バスさんとかが入られておりますので、ロータリー整備後もそのような格好になろうかと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） 現状は亀の井バスさんの所有地なので、亀の井バスさんがそれを使っているんなバス会社が入ってくるのは別に問題ないと思うんですよ。それで今そこを使うことによって、他のバス会社さんから、亀の井バスさんは利益を収益を得ているんでしょうか。利用料とかを取っているんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） 湯布院振興局長です。お答えします。

現段階ではちょっと幾らかは分かりませんが、他のバス会社さんがあそこを利用する際には利用料を取っているということは聞いております。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） それでは今度整備した場合には、そういうのは折半になるんでしょうか、由布市と。亀の井バスさんだけの利益として計上されるんですか。それともそういう、今回由布市の、先ほど市長も言ってくれましたが、亀の井バスさんの土地も使いますし、由布市の土地も使う、そういうところで全体的に利便性を向上させるためにロータリーの整備をしますということなので、であればそこで得られる利益というものは折半するような話合いはしているのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

ちょっとまだそういった話はできておりませんので、今後、亀の井さんと協議していきたいと

思っております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 振興局長、できれば由布市と亀の井バスさんでバスロータリーの維持管理に関する覚書とか、工事負担等に関する協定書をもう結ばれていると思うんですが、市のものといっても由布市市民の皆様のものだと思うんですね、私は。由布市の皆さんの納めてくれた、先ほど言われたように一般財源を使われていますし、国費もあるということですが、それであれば皆様からお預かりしている税金で今回建設したりとかするということであれば、これが令和６年８月２７日に覚書とか協定書をしていますんで、なぜそのときにこういう話合いが持たれなかったのか。市民の財産を使っているという考え方であれば、一番先にすべきじゃないのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。近々に利用料に当たっての話合いがあつて、３月議会前にも報告を頂けるのか、ちょっとその点をお聞かせください。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

８月２９日に覚書等締結した際にはその旨は入っていないんですけど、その中にはその都度変更等必要が生じた場合は協議させていただくということで、今月、議会終了後に一応工事の議決を頂きましたら、工事の事業者と亀の井さんと由布市とで協議する予定にしておりますので、そこでまた話させていただければと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） 議決がどうなるかちゅう今からじゃないと分からない話だと思うんですが、こういう重要なことなんで先に議決をする前にしっかりと議員の皆様にお知らせした上で話を、今回の議決を求めるということが私は順番としては正しいのじゃないのかなと思うところなんです、先ほど土地の件もありましたし、あとアスファルトの撤去費は１７０万円ぐらいは由布市が持ちますよということですが、これ今回こういう工事をしますよという設計費用に関しては、亀の井バスさんもお互いに見るような形になっているんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（米津 康広君） お答えします。

亀の井バスさんに今後負担していただきますのは、工事費用のうち面積案分したやつとかで負担していただきますので、その設計費用につきましては、亀の井バスさんの負担はなく由布市のほうでやっております。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（３番 高田 龍也君） それは、先ほど市長が言われたように、由布市の土地と亀の井バスさんの土地と相互利用しながらその交通渋滞緩和を目指すという考え方からいけば、由布市

のほうが設計負担しますよということでやっているということならば、納得がいく人もいるであろうとは思いますが、ですが既存のアスファルト舗装の撤去工事等が170万円かかるというところで、その根拠がちょっとまだいまだに分かんないんですね。アスファルト舗装、それは現状今は亀の井バスさんの土地でありますし、亀の井バスさんの所有するものだと思うんですが、それに支出する根拠は何なのかなと思って。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、この事業はあくまで市のまちづくり、そういった一環で行っております。それに亀の井バスさんに事前に御相談したのは、協力していただけるかと言うために御相談した。ですから当然、亀の井バスが今後使う部分については亀の井バスさんが工事費を負担するというのは決めてありますけども、そのために工事する、造成工事は一括でするわけですから、そうしたこれまでの市の考え方からいけば、その部分は市が持つべきだろうという判断をしたところです。設計も含めてですね。今後亀の井バスさんが利用される舗装部分については、当然、亀の井バスさんが舗装工事部分は負担していただくと。さらに市の土地をそのロータリーで使う部分については、これから先、賃借料を亀の井バスが市のほうに納めるという協議を行ってきたところです。

先ほどちょっと御質問にありました、それに伴う営業利益について分配をとということになると、それはちょっと話が違うんじゃないかなというふうに思っております。例えば市道にバス停がある、そういったところについても、利益は会社に入るわけですから、営業利益までというのは考えていないんですけども、当然市民の財産である土地を亀の井バスが使うと、それについてはちゃんと使用料を頂くという考え方で行っているところです。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。今後、協議をしっかりとしていただければ大変助かると思います。

ここでは行政の皆さん、議員の皆さんというところで2つの意見というところがあるのかなと思いつつ、今日、代表監査委員に来ていただいております。代表監査委員は議員にも属しませんし、行政にも属していない。中立的な立場ということで、監査委員として置かれているということなので。

大塚代表監査委員、ちょっとお聞きいたします。代表監査委員として今回この支出行為とか、工事に当たって今後、どのように質問していいかなと悩みながら、私が考えるところによると今回このバスロータリーを整備するということは、バス会社の利益に直結するんじゃないのかなと思うんですよね。その中で第三者の監査委員という立場から、公共の利益の観点から、今回の公

金の支出行為についてどのようにお考えかということをちょっと一言頂ければありがたいんですが、お願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員です。現在までの監査におきまして、当工事の詳細内容につきましては、把握しておりません。

由布市監査委員監査基準に定められている事務の執行が、法令に適合し、正確で最小の経費で最大の効果を上げるよう努めているかは重要というふうに考えております。以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。今こうやって議場でこういうふうな議論が行われておりますので、そういうところも今後監査する中で一つの観点として持っていただいて、今、他のバスの停留を使う場合にはそういう利用料を求めるとか、そういうことも言われておりましたので、しっかりとそういうところも監査していく中でそういうことが行われているか、協議がされたのかちゅうところもしっかり見ていただけるとありがたいなと思います。

なかなか代表監査委員が、予算の執行もされていないことに関して質問するのは申し訳ないなとは思いつつも、一番、第三者の立場でこの場で入っていただいて発言していただけるのは監査委員しかいないかなということで今日来ていただきました。ありがとうございます。

これはちょっと今から議決等をしていく中でまた話を聞いていかないとはいけませんし、議決が通れば通ったでまたまた話は聞いていかんといけんことが出てくるのかなと思いますので、今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは次、財政についてお聞きします。物価高騰の件です。

これ、由布市がおむつクーポンをしてくれたのは評判すごくよかったですね。あれは本当ありがたかったと。若い世代、子育て世代がすごく喜んでいたというところで、これは市長と保健福祉所長にお礼を、子育て支援課のときだったと思うんですが、本当ありがとうございました。職員の皆さんにも改めてお礼を申し上げておきます。ありがとうございました。

これ、なぜ評判がよかったかということを考えたときに、若い子育て世代、今回、庄内町で若者の定住住宅等を造るという話が出てきております。これ一つ、私の提案です。昨日、私が尊敬する鷲野議員がほげも大事やというふうに言われていましたが、ちょっとこれはほげではないんですが、ちょっと由布市にないことをしっかりと一言言わないといけないなと思ひまして、名古屋市なんです、名古屋市は市民税の減税を行って十何年になると思います。今、前任の河村たかし市長のときは市民税の5%の減税をやっております。今度新しく就任されました広沢一郎新市長の下で、今度は市民税の10%下げようという話も出ております。その中で、私の考えとしては、支援金とか補助金とかをもらうのはそれはそれでありがたいんですが、もし可能であれば最初か

ら市民税を取らないというところで、その分収入が減るじゃないかという御意見はありますが、収入が減ったとしても若者定住住宅とかで、若者が人口が増えることによってそれはペイできる話にもなるんじゃないのかなと思いますし、いきなり5%にしろ、10%にしろとかいう話ではなくて、そういう市民税を下げる協議を由布市でも始めていかないかなと思うんですが、市長、どうでしょうか。今後検討していく中でそのようなことを、昨日、市長も3期目を目指すということで話をされておりましたので、そういうような観点で、税金は一時的には減るかもしれませんが、名古屋市でも一時的には2年税金は減りました。ですがその後、人口が増えたりとか、あと企業が活躍していて増収になっております。減税することによって増収になっているという実例が名古屋市ではありますので、いいことには積極的にまねしたりとか、勉強したりとかするのが検討するのも大事なのではないかなと思いますので、3期目を目指す市長、私も頑張って3期目は行こうと思いますし、それは受からないと分かりませんが、3期目を目指そうと思っておりますので、ぜひ由布市民の人口を増やしたりとか、可処分所得、市民税3%から5%減らしたからといってその分お金が増えるかちゅうのはなかなか難しい話ですけども、これは特定の人が、これを例に出していいのか分かんないですけど、給食費無料化しましょうといっても、それ子育て世代ですね。小学校6年間と中学校の3年間。今、由布市は幼稚園もやっていますので、それで材料費で約1億5,000万円。仮に市民税が今41億円ぐらいですかね、由布市が、その3%で1億2,000万円ですね。これ市民税を3%下げますよちゅうても、かかるのは1億2,000万円です。これを下げることによって由布市全体に公平公正に皆さんに手元にお金が残るような話になるんじゃないか。他市町村、挾間がベッドタウンになっています。それが足を延ばして、この間、総合政策課長が言われていましたが、庄内もそのような通勤等に、すみません、佐藤課長だったですね、通勤にも便利なところだと思っていますという声もありましたので、そういうことを下げる、他市町に比べて住民税といいますか、市民税が安いよというところを選んでもらえるような市にもなるんじゃないのかなと思いますので、今後の検討として、市長どうでしょうか。他市を見習いながら勉強していくことはできませんでしょうか。

○議長（甲斐 裕一君） 市長。

○市長（相馬 尊重君） お答えをします。

議員の御提案は御提案として受け止めて、私も個人的にちょっと研究はしてみたいと思いますが、今の段階で私の認識では、住民税を下げるのは限度があると思っています。これは税法でたしか定められていると思いますので、その辺もちゃんとクリアする必要があると思いますし、今突然の御提案ですので、率直に言って所得税を下げるは何%かによるんでしょうけども、確実に税金が減ります。それをどうして賄うかというのは非常に大きな問題です。一時的にとかいうことは可能かどうか、税法の関係が一番先に、多分私はできないんじゃないかなと思って、名古屋

がどうしたかは分かりませんが。

それとその効果ですけども、名古屋市と由布市ではちょっと立地条件も違うし、今人口を増やす施策はいろいろやっておりますけども、住民税を下げるというところまでは今のところ考えておりません。ただ、個人的に今後は研究はしていきたいと思います。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） すみません、私もこれ質問、具体的に書いていなかったものから、市長にそのような答弁を頂いて、私はそれでありがたいと思いますし、今私が勉強しているところであれば、名古屋市のほうは特別な減税するに当たっての条例をつくっております。条例をつくっておりますので、その範囲内で下げるということでできておりますので。（発言する者あり）すいません、ネットを見ながらちゅうのも申し訳ないんですが、やめておきましょう。市長とゆっくり話せる場所も最近できましたので、ちょっとそこでゆっくりと話ができればなと思います。

これ、今はすごく物価高騰していて、これは所得が低い人が物価高騰して困っているんじゃないんですよ。物価高騰しているのは、みんな物価高騰で困っています。低所得者じゃなくて中間所得、ぎりぎりのライン、生活保護をもらうまではないけれどもしっかり働いて、でもちゃんと税金等を納めていくと収入的には手元に残る可処分所得の分が物すごく少ないという方々、その方々には今支援がないんですけど、私のないという認識でよろしいですか。由布市のほうでは納税はしているけれども低所得の方々に対しての支援が今何かありますかね。どなたか答えていただければ大変助かるんですが。

○議長（甲斐 裕一君） 財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。お答えをいたします。

今年度につきましては、由布市独自というわけではないんですけども、国の施策の中で物価高騰対応の対策としては、給付金とか定額減税の給付金の部分の給付というのが由布市でも行われている次第になります。以上です。

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（3番 高田 龍也君） ありがとうございます。その答えを頂くと、それに引っかけられない方々が一番今困っているんですね。支援も頂けない、給付も頂けない、減税も頂けない。そういうちゃんと支払ったときに残るものが、そういう方と比較したときには若干少なくないか、でも少ない人もいます。そういう方々は皆さん均等に物価高騰しておりますので、そういう中での先ほどの私の市民税を下げたらどうかというような発言につながっておりますので、今後ぜひ、できる・できないではなくて、できないことはできないで仕方ないというところは出てくると思うんですが、現在、市長も言われましたが、ちょっと検討して、個人的にはしていきたいというこ

とがありましたので、できれば市のほうでもそうやって減税をしている市があるという認識の下、ではどうやってやっているのかちゅうところを由布市として勉強していただいて、できれば議会側もしっかりと勉強していきますが、行政の手順としてはこういうような手続で、名古屋市なんですけれども、名古屋市は下げていますよということを行政の立場から一回しっかりと説明していただけると大変ありがたいなと思いますので、またこれ3月議会で聞きたいと思いますので、ぜひ勉強していただきたいなと思います。私も勉強していきますので、どうぞよろしくお願いいたしますします。

この後、議運があるそうなので、ちょっと10分早めに終わろうかと思います。

ですが、これで私、今年的一般質問は終わりたいと思います。各課長の中で、私言いたいことがあるよという方があられば、挙手いただければちょっと当てようかなと思いますが、なければ、皆さん下を向いてしまったので、このままで終わりたいと思います。

今年一年、大変お世話になりました。まだ議会は続きますが、本当ありがとうございました。また来年もよろしくお願いいたします。一般質問を頑張りますので、よろしくお願いいたします。失礼いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、3番、高田龍也君の一般質問を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） これで、今回の一般質問は全て終了いたしました。

次回の本会議は、明日12月6日の午前10時から議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時35分散会
